

米軍大型車両の小学校敷地内侵入に対する意見書

平成25年9月14日午前10時半頃、米海兵隊の大型車両（バス）が嘉手納小学校敷地内に無断で侵入し、敷地内で方向転換する際、水道蛇口及び木製花壇に損害を与えたまま立ち去った。

米軍大型車両の同地域への進入は過去にも発生しており、危険性が指摘され大きな問題になった経緯があることから、再び米軍大型車両が学校敷地内まで侵入したことは、到底容認できるものではない。

学校周辺道路は児童、生徒のためのスクールゾーンや大型車両通行禁止の規制がある町道である。交通規制の違反もさることながら、学校敷地内への不法侵入により器物損壊後、放置し速やかに事故の報告をしていない事は断じて許せない。

米軍大型車両が小学校敷地内へ侵入時は休校であったが、校内にはクラブ活動中の児童もおり、監視している父母の制止がなければ大型車両は学校敷地奥まで侵入して一歩間違えば大きな事故につながる可能性もあった。

よって、嘉手納町議会は、児童、生徒をはじめ、町民の生命、財産及び安全、平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

記

1. 米軍大型車両の町道水釜大木線への通行禁止を徹底すること。
2. 米軍車両の教育施設敷地内への侵入及び通学路（スクールゾーン）・生活道路への進入をやめること。
3. 米軍車両運転手への道路交通法の必修・遵守と事故報告義務を徹底させること。
4. 器物破損に対して速やかに弁償すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 9月27日
沖縄県嘉手納町議会

米軍大型車両の小学校敷地内侵入に対する抗議決議

平成25年9月14日午前10時半頃、米海兵隊の大型車両（バス）が嘉手納小学校敷地内に無断で侵入し、敷地内で方向転換する際、水道蛇口及び木製花壇に損害を与えたまま立ち去った。

米軍大型車両の同地域への進入は過去にも発生しており、危険性が指摘され大きな問題になった経緯があることから、再び米軍大型車両が学校敷地内まで侵入したことは、到底容認できるものではない。

学校周辺道路は児童、生徒のためのスクールゾーンや大型車両通行禁止の規制がある町道である。交通規制の違反もさることながら、学校敷地内への不法侵入により器物損壊後、放置し速やかに事故の報告をしていない事は断じて許せない。

米軍大型車両が小学校敷地内へ侵入時は休校であったが、校内にはクラブ活動中の児童もおり、監視している父母の制止がなければ大型車両は学校敷地奥まで侵入して一歩間違えば大きな事故につながる可能性もあった。

よって、嘉手納町議会は、児童、生徒をはじめ、町民の生命、財産及び安全、平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

記

1. 米軍大型車両の町道水釜大木線への通行禁止を徹底すること。
2. 米軍車両の教育施設敷地内への侵入及び通学路（スクールゾーン）・生活道路への進入をやめること。
3. 米軍車両運転手への道路交通法の必修・遵守と事故報告義務を徹底させること。
4. 器物破損に対して速やかに弁償すること。

以上、決議する。

平成25年 9月27日
沖縄県嘉手納町議会